

改正案	現行
<p>（事業用電気通信回線設備の適用除外）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 規則第十六条第四項の規定により規則第十一条の規定を適用しない携帯電話用設備は、利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。次項において同じ。）であつて、次に掲げる条件に適合するものとする。</p> <p>一 当該携帯電話用設備に係るサービス提供区域（電気通信役務の提供を行う区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）が他の携帯電話用設備（規則第十六条第四項の規定が適用されるものを除き、利用者が同じ移動端末設備を用いて通信を行うことができるものに限る。）に係るサービス提供区域内にあること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>3 規則第十六条第四項の規定により規則第十一条の規定を適用しないPHS用設備は、利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備であつて、当該PHS用設備に係るサービス提供区域が他のPHS用設備（規則第十六条第四項の規定が適用されるものを除き、利用者が同じ移動端末設備を用いて通信を行うことができるものに限る。）</p>	<p>（事業用電気通信回線設備の適用除外）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>2 規則第十六条第四項の規定により規則第十一条の規定を適用しない携帯電話用設備は、利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）であつて、次に掲げる条件に適合するものとする。</p> <p>一 当該携帯電話用設備に係るサービス提供区域（電気通信役務の提供を行う区域をいう。以下この項において同じ。）が他の携帯電話用設備（規則第十六条第四項の規定が適用されるものを除き、利用者が同じ移動端末設備を用いて通信を行うことができるものに限る。）に係るサービス提供区域内にあること。</p> <p>二・三（同上）</p>

る。()に係るサービス提供区域内にあるものとする。